平成２２年（フ）第７５９０号
埼玉県ふじみ野市市沢３丁目５－８－613
債務者　三上　雅史
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９１号
東京都稲城市坂浜816－15
債務者　高松　隆太
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９３号
東京都大田区東馬込１丁目８－９－101
債務者　竪谷　裕介
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９４号
東京都品川区戸越５丁目19－４－201
債務者　尾野ひろ子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９５号
東京都江戸川区中葛西２丁目７－４
債務者　設樂みつ枝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５９６号
東京都西東京市柳沢３丁目４－10－707
債務者　有働　雅一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５２号
横浜市南区真金町１丁目10番地６　セントレー伊勢佐木208号
債務者　平佐　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０号
静岡県富士市松岡417－３　ラフォーレらん201号室、住民票上の住所静岡県富士市久沢86番地の２、前々住所大阪府東大阪市日下町３丁目５番32号
債務者　石上　昌之
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２１８号
神奈川県藤沢市鵠沼神明４丁目９番13号　メゾン鵠沼Ｂ－１－102
債務者　山口　千波
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７７号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地３－725島野文雄方、申立時の住所横浜市都筑区北山田１丁目10番５－202号
債務者　須山　貴子（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５０号
横浜市都筑区佐江戸町312番地　サンパークフクダ101
債務者　鈴木　猛彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７１号
横浜市神奈川区松見町２丁目625番地１　ベルウッドⅠ－102号
債務者　加治　美樹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０７号
横浜市旭区中白根３丁目10番15号
債務者　中鉢　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５４号
横浜市戸塚区柏尾町757番地　柏陽台アパート16棟303号
債務者　豊川孝淳こと　任　　孝淳
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６５号
神奈川県藤沢市辻堂神台２丁目11番７号
債務者　佐俣　千里
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部